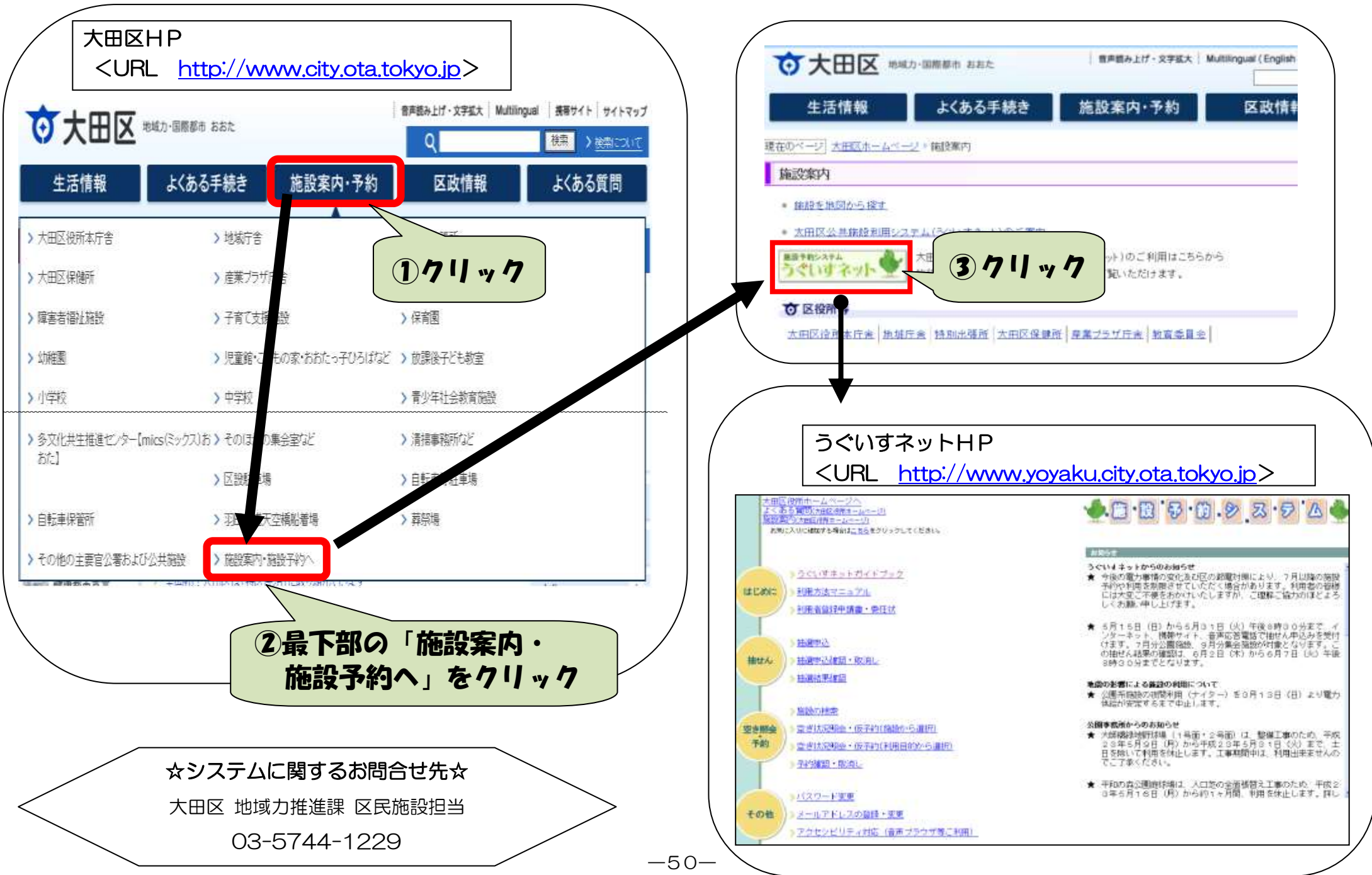


14 うぐいすネットトップページ画面の表示方法(大田区ホームページから開く場合)



15 うぐいすネット Q&A

15-1 利用者登録関係

Q1：利用者登録は、どこでできますか。

A：うぐいすネット受付窓口（区役所1階、集会施設、公園施設）で行っています。お近くの窓口（大森スポーツセンターを除く）にお越しください。

Q2：利用者登録の手続きに必要なものはなんですか。

A：ご本人の住所・氏名・生年月日が確認できるもの（運転免許証・パスポート・保険証等）、また、大田区に在勤・在学の方は社員証・在勤証明書・学生証など通勤通学先及びその所在地が確認できるものもお持ちください。社会教育関係団体等の場合は、「登録証」等を、その他の減免団体は団体の名称や活動内容がわかる書類を、ご提示ください。

Q3：どうして登録の際に身分証明書の提示が必要なのですか。

A：身分証明書の確認により、その方が区内登録の方か区外登録の方かを確認します。この区分により、施設利用の可否、使用料の確定をします。

Q4：暗証番号を忘れて予約ができません。どうしたらよいでしょうか。

A：登録内容は、個人情報になりますので、電話等ではお伝えできません。お近くのうぐいすネット受付窓口にて、ご本人の身分証明書と利用者登録カードをお持ちください。ご本人確認をした上でお伝えします。

Q5：更新手続きに必要なものはなんですか。

A：利用者登録カードをお持ちいただき、利用者登録時（Q2）と同様の手続きとなります。

Q6：利用者登録カードの有効期限がわかりません。

A：うぐいすネット窓口で確認してください。また、インターネットをご利用の場合、有効期限の3か月前から画面でお知らせします。

15-2 システムの利用方法等

Q1：旧システム（平成20年3月以前）の登録番号で利用できますか。

A：旧システムで使っていた利用者登録番号は、有効期限が過ぎるとご利用できません。新システムでの、新規登録手続きを行なってください。

Q2：個人登録で施設を使用した場合に使用承認書と領収書の名前を変更してもらえますか。

A：毎回同じ団体名が必要な場合は、利用者登録をする際にお申し出下さい。一時的に必要な場合は、施設使用申請（支払）時にお申し出下さい。

Q3：暗証番号（パスワード）の変更はできますか。

A：インターネット・携帯サイトの「パスワードの変更」からできます。音声応答電話からはできません。必要に応じて窓口へお越しください。

15-3 抽せん申込み・抽せん方法

Q1：抽せん申込みは、何コマまでできますか。

A：集会施設は6コマ、公園施設は12コマです。集会施設、公園施設同時に申込みすることも可能です。

Q2：抽せん方法は、どのようなものですか。

A：抽せんは、区内（在住・在勤・在学）優先となります。同じコマに区内登録の方と区外登録の方の申込みがあった場合は、区内登録の方を優先します。区内登録の方の申込みがなかったコマへ申込んだ場合は、区外者でも当せんします。

Q3：同じ施設の室場を2つ同時、又は連続して使用したいのですが、どのように抽せんの申込みをすればよろしいですか。

A：「複数の室場を同時に」、「同じ室場を連続して」使用するといったセット（1件の申込みにコマを複数申込み）抽せん申込みができます。セット申込は、抽選時に対象の室場全てが空いていない場合、落選となります。バラ（1件の申込みに1コマを申込み）抽せん申込みと操作が異なります。

Q4：抽せん結果の確認はいつまでですか。

A：抽せん月の2日から7日まで（1月は4日から7日まで）が抽せん結果確認期間になります。インターネット・携帯サイト・音声応答電話から確認してください。当せん確定作業を行わないと自動キャンセルとなりますのでご注意ください。

Q5：抽せん結果を教えてください。

A：インターネット、携帯サイトからメールアドレスを登録した方には、結果をメールで送信します。それ以外の方は、インターネット・携帯サイト・音声応答電話にてご確認ください。抽せん結果メールを受信後、当せん確定作業は必ず行って下さい。当せん確定作業を行わないと自動キャンセルとなりますのでご注意ください。

Q6：野球場や庭球場の抽せん申込みの時「どの面でも良い」がありません。どうしてですか。

A：「面指定なし」のシステム入力を可能にすると、機械抽せんではその申込みは、若い番号の面からかつ申込み件数が少ない面から当せんすることになります。この方法ですと、面を指定して申込んだ抽せんが、当せん確率上不利になってしまいます。当せん確率の公平性を保てるよう、面を指定して抽せん申込みをしていただくことにいたしました。インターネット画面から既に申込済の抽せん件数が表示されます。どこの面でも良い場合は、面の抽せん倍率表示を参考にお申込みください。

15-4 空き室の予約申込みと付帯設備・備品の申込み

Q1：施設の空き室予約申込み期間と、その方法を教えてください。

A：インターネット、携帯サイト、音声応答電話からは、3か月室場は利用月の3か月前、1か月室場は利用月の1か月前の、それぞれ8日から、利用日の3日前まで申込みできます。
なお、利用日2日前から当日は、集会施設、公園施設とも、各うぐいすネット受付窓口にてお申込みください。

Q2：空室情報はいつまで見られますか。

A：インターネットは、利用日当日まで公開しています。

Q3：付帯設備・備品の申込みはどうすればよいですか。

A：抽せん結果確認後や空室予約をした後、インターネットで申込みことができます。ただし、ネットで申込みを受付けていないものもありますので、直接利用施設にお問い合わせください。また、携帯サイトや音声応答電話では申込みできませんので、直接利用施設にお問い合わせください。

15-5 使用申請・使用料の支払い

Q1：使用申請と使用料の支払い方法を教えてください。

A：①当せん確定作業後の使用料の支払い
*集会施設 ⇒ 抽せん日の翌日（2日）から同月15日まで。
各うぐいすネット受付窓口にて、支払い可能です。
*公園施設 ⇒ 利用日2日前から当日。
各うぐいすネット受付窓口にて、支払い可能です。
②空室予約後の使用料の支払い
*集会施設 ⇒ 予約した日から14日以内。
ただし、施設利用日が、予約日を含む日から17日未満の場合は、利用日の3日前まで、各うぐいすネット受付窓口にて、支払い可能です。
*公園施設 ⇒ 利用当日を含む3日間。（利用日・その前日・前々日。）各うぐいすネット受付窓口にて、支払い可能です。

15-6 使用施設の変更・取り消し

Q1：利用する集会施設を変更する場合は、どうしたらいいのですか。

A：①使用料をお支払い前の場合は、インターネット・携帯サイト・音声応答電話から取り消し、再度、空き施設の予約を行ってください。
②使用料をお支払い後の場合は、施設利用開始時間まで変更手続きができません。（※一部、利用日の一週間前までの室場有。区民プラザ・アブリコ・大田文化の森のホール・展示室等及び文化センター全室場。）
*ご利用になる施設で変更手続きをしてください。

Q2：利用を取り消し（キャンセル）する場合は、どうしたらいいのですか。

A：①使用料をお支払い前の場合は、インターネット・携帯サイト・音声応答電話から取り消しができます。ただし、公園施設は利用日の3日前まで取り消し可能です。
②使用料をお支払い後の場合は、インターネット・携帯サイト・音声応答電話から取り消しができません。早めに利用施設の受付窓口にご連絡のうえ、お手続きください。既に納めた使用料は、利用者の都合による取り消しの場合、還付は致しませんので、ご注意ください。申請日や取り消し理由により、使用料を返還する場合があります。使用料の返還割合等は、施設によって異なりますので、あらかじめ利用施設におたずねください。

15-7 ペナルティ

Q1：ペナルティとはどんなものですか。

A：公園施設において、使用料未納で直前の予約キャンセル、無断不利用の場合（自動キャンセル含む）、抽せん申込み・空き施設の予約申込みができなくなります。ペナルティ期間は、下記のとおりです。
①利用日の2日前および前日にキャンセルの場合
⇒ うぐいすネット（抽せん・空き施設予約）1か月の利用停止
②利用日当日キャンセルおよび無断キャンセルの場合
⇒ うぐいすネット（抽せん・空き施設予約）3か月の利用停止となります。

Q2：後日、使用料をさかのぼって支払えばよいでしょうか。

A：利用日以降は、支払うことはできません。

Q3：ペナルティ1か月と3か月の基準日はいつからですか。

A：取消し日から起算します。

Q4：なぜペナルティが必要なのですか。

A：公園施設の使用申請・使用料の支払いを利用日当日に支払えるようにしました。（利用日2日前から当日まで）それに伴い、使用料未納で施設を使用しないような状態を防ぐためにペナルティを導入いたしました。

16 「大田区公共施設利用システムに関する要綱」から抜粋

第1章 総則

(趣 旨)

第1条 この要綱は、大田区公共施設の利用者の利便性を図るために設置した大田区公共施設利用システム（以下「うぐいすネット」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

2 この大田区公共施設利用システムは、電子計算組織を使用して行うものとする。

第2章 利用者登録

(利用者登録の申請)

第5条 うぐいすネットを利用しようとする者（以下「申請者」という。）は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ該当各号に定める申請書を区長に提出しなければならない。ただし、自ら申請書を提出できないときは、委任者の本人確認書類（運転免許証等）の原本またはコピーと委任の旨を証する書面を添えて、代理人により申請することができる。利用者登録申請を行える者は、満16歳以上のものとする。

2 申請者は、前項の規定により申請書を提出するときは、数字6ケタの暗証番号を区長に届け出るものとする。

3 区長は、第1項の規定による申請をするときには、個人登録においては申請書中の記載事項を証明するものを団体登録においては、社会教育関係団体であるときは社会教育関係団体届出済証を、公益団体であるときは、公益団体であることを証明するものの提示を求めることができる。

4 第1項第2号に規定する団体登録において、団体の名称は20文字までとする。

(重複登録の禁止)

第6条 利用者登録は、個人登録については1人につき1登録、団体登録については1団体につき1登録とする。

(登録の種類)

第7条 利用者登録の種類は次の各号のとおりとする。 区内個人登録、区外個人登録、区内行政等登録、区外行政等登録、区内障害者団体登録、区内青少年対策事業委託団体登録、区内青少年育成団体登録、区内社会教育団体Ⅰ登録、区内社会教育団体Ⅱ登録、区内公益団体Ⅰ登録、区内公益団体Ⅱ登録、区外公益団体登録、区内社会福祉事業団体登録、区内スポーツ少年団体登録、区外スポーツ少年団体登録

2 個人登録において、区内とするのは、その構成員の半数以上が大田区に在住し、在勤し、又は在学するものをいい、区外とするのは区内とする以外のものをいう。

3 団体登録において、区内とするのは、その構成員の半数以上が大田区に在住し、在勤し、又は在学するものをいい、区外とするのは区内とする以外のものをいう。

4 団体登録において、用語の意義は次の各号のとおりとする。

(1) 行政等 区、都、国及び第3条各号に規定する条例で使用料を徴収しないとされる、施設を管理する団体をいう。

(2) 障害者団体 平成10年保福管発第314号保健福祉部長決定の基準により、障害福祉課長が認めた団体をいう。

(3) 社会教育団体Ⅰ 社会教育関係団体取扱要綱（昭和62年教社管発第456号教育長決定）に規定する社会教育関係団体のうち少年団体をいう。

(4) 社会教育団体Ⅱ 社会教育関係団体のうち前項以外のものをいう。

(5) 公益団体Ⅰ 施設利用関係における使用料減免の取扱いについて（昭和35年総発第602号助役依命通達）に規定による公益団体のうち、大田区シニアクラブ運営要綱（平成26年福高発第11580号）に規定するシニアクラブ以外のものをいう。

(6) 公益団体Ⅱ シニアクラブをいう。

(利用者登録の期間)

第10条 利用者登録の期間は、利用者登録をした日又は更新をした日（期間満了の前に更新した場合は期間満了日）から起算して個人登録は3年、団体登録は2年とする。

(転貸禁止等)

第11条 登録者は、他人に利用者登録カードを譲渡し、又は貸与してはならない。

2 登録カードに署名された登録者以外の者は、登録カードを使用してはならない。

(登録事項の変更)

第14条 登録者は、第5条第1項に基づく利用者登録の内容に変更が生じた場合は、第5条各号に規定する申請書に変更のあった事項を記載し、遅滞なく区長に届出なければならない。

2 前項の届出には、変更事項を証明するものを提示しなければならない。

(利用者登録の廃止)

第15条 登録者は、登録を廃止しようとするときは、第5条各号に規定する申請書により区長に届出なければならない。

2 前項の届出には、利用者登録カードを添付しなければならない。ただし、利用者登録カードを紛失した場合はこの限りでない。

(利用者登録の取消)

第16条 区長は、登録者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該登録者の利用者登録を取消することができるものとする。この場合において登録者は区長に登録カードを直ちに返還するものとする。

(1) 利用者登録の内容に偽りがあった場合

(2) 使用料の支払いを怠った場合

(3) 登録者の所在が不明となった場合

(4) 第3条に規定する室場を、同一室場、同一時間で空き施設の予約申込み、同取消しを、繰り返し行い、他の登録者の空き施設の予約申込み等に支障をきたしている場合

(5) 前4号に掲げるもののほか、区長が登録者として不適格と認めた場合

2 区長は前項に規定する利用者登録の取消しをしたときは、登録者にその旨を通知するものとする。ただし、前項第3号に該当する場合は、この限りでない。

(登録の字体)

第17条 区長は、第5条各号に規定する申請書（第15条による場合を含む。）にうぐいすネットで登録することができない字体がある場合には、類似する字体で登録するものとする。

第3章 うぐいすネットの利用

(利用方法)

第19条 登録者は、前条に規定する事項を次の各号に定めるところにより利用することができる。

- (1) インターネット（携帯電話向けインターネット接続サービスを含む。以下同じ。）又は音声応答電話（プッシュ式に限る。以下同じ。）
- (2) ファクシミリ（前条第2項第2号及び同3号に限る。）
 - 2 登録者は、前項第1号に定める方法でうぐいすネットを利用するときは、登録番号及び暗証番号を入力しなければならない。
 - 3 登録者は、利用申込みあたって利用目的コード（別表第1）により、コードを入力しなければならない。

(利用制限)

第20条 区長は、登録者が使用料の支払が無く施設使用予定日の2日前又は前日に予約を取消した場合は取消し日を起算して1か月間、使用料の支払が無く施設使用予定日当日に予約を取り消した場合又は無断で施設を使用をしなかった場合は使用予定日を起算して3か月間、うぐいすネットの利用を中止することとする。ただし、区長が特別の理由があると認めるときはこの限りでない。

(システムの利用時間)

第21条 うぐいすネットの利用時間は、午前8時30分から午後11時00分までとする。ただし、区長は事情によりこれを変更することができる。

(休止日)

第22条 うぐいすネットの休止日は、1月1日から同月3日まで、12月29日から同月31日までとする。ただし、区長は事情によりこれを変更することができる。

(利用者登録カードの提示)

第26条 登録者は、使用申請・使用料の支払等の手続及び施設使用の際は窓口において、利用者登録カードを提示しなければならない。

第4章 室場の使用

(室場等の使用方法)

第27条 登録者は、第3条に規定する室場を使用しようとするときは、次の各号に定める手続きを当該各号に定める順番で行わなければならない。

- (1) 抽せんを経る場合
抽せんの申込み、当せん確認、使用申請、使用料の支払
- (2) 抽せんを経ない場合
空き施設の予約申込み、使用申請、使用料の支払
 - 2 登録者は、第4条各号に規定する施設を使用しようとするときは、前項第2号に定める手続きを当該各号に定める順番で行わなければならない。
 - 3 登録者は、使用申請した施設を使用する場合には、当該施設について定められた条例を遵守し、定められた目的以外に使用してはならない。

(抽せんの申込み)

第28条 前条第1号に規定する抽せん申込み（取消しを含む。次項において同じ。）は、インターネット、音声応答電話及び第23条第1項各号に規定する窓口において行う。

- 2 抽せん申込みを行うことができる期間は、別表第4のとおりとする。
- 3 抽せん申込みを行うことのできる件数は、1登録者につき、別表第5のとおりとする。

(抽せん方法)

第29条 区長は、前条第2項に規定する期間における抽せん申込みが同一室場の同一時間帯に複数あった場合、抽せんを行うものとする。

- 2 区長は、抽せんの対象が第7条で規定する登録の種類が区内とするものと区外とするものが両方存在する場合、区内とするものを優先して抽せんすることとする。

(当せん確認)

第30条 第28条第1号に規定する当せん確認は、インターネット又は音声応答電話で、第28条第2項に規定する抽せん申込みを行う月の翌月の2日（1月の場合は4日）から7日までに行わなければならない。

- 2 前項の当せん確認を行った者は、各施設条例施行規則の定めるところにより、当該室場の当該時間帯の使用申請を行うことができる。
- 3 第1項の当せん確認を第1項に規定する期日までに行わない者は、当せんを取り消すものとする。

(空き施設の予約申込み)

第31条 前条第1項に規定する当せん確認を行う期間が経過した後、当該室場の当該時間帯に使用申請を行うことができる者がいない場合、登録者は先着順で空き施設の予約申込みをすることができる。

- 2 前項の予約申込みを行った者は、各施設条例施行規則の定めるところにより、当該室場の当該時間帯の使用申請を行うことができる。
- 3 第28条第1項の規定は、前項の空き施設の予約申込みについて準用する。ただし、空き施設の予約申込みを行う日が当該室場を使用しようとする日の2日前から使用日当日は別表第2に定める窓口で行うことができる。

(使用申請の制限)

第32条 登録者は、同一の時間に複数の施設の使用申請をすることはできない。ただし施設使用の状況が、同一時間に複数の施設を使用することが必要と認められる場合はこの限りでない。

(不測時の対応)

第33条 区長は、うぐいすネットに障害等不測の事態が生じたときは、適時応急的に対応することとする。この場合においては、うぐいすネットを中止することができる。

別表第2(第23条・第31条) うぐいすネットの窓口

うぐいすネットの窓口
区役所本庁舎うぐいす窓口、平和の森公園事務所、昭和島二丁目公園事務所、池上梅園事務所、東調布公園水泳場事務所、多摩川緑地事務所、下丸子公園事務所、萩中公園水泳場事務所、森ヶ崎公園事務所、大森ふるさとの浜辺公園事務所、入新井集会所、新井宿会館、嶺町集会所、六郷集会所、大田区民センター、洗足区民センター、馬込区民センター、萩中集会所、大森西区民センター、矢口区民センター、大森東地域センター、田園調布富士見会館、山王会館、消費者生活センター、エセナおおた、ライフコミュニティ西馬込、大田文化の森、大田区民プラザ、大田区民ホール・アプリコ、池上会館、美原文化センター、馬込文化センター、南馬込文化センター、池上文化センター、嶺町文化センター、雪谷文化センター、石川町文化センター、糞谷文化センター、羽田文化センター、萩中文化センター、六郷文化センター

別表第4(第28条関係) 抽せん申込み及びその取り消しを行うことができる期間

抽せん単位	施設名及び室場名		
使用日の属する月の2か月前の15日から月末(12月は28日まで)	公園施設(1ヶ月室場)	大森地域	昭和島運動場野球場、昭和島二丁目公園フットサル場、昭和島二丁目公園庭球場、平和島公園キャンプ場、平和島公園野球場、平和島公園ソフトボール場、平和の森公園庭球場、本門寺公園キャンプ場、大森東水辺スポーツ広場ビーチバレー場、大森ふるさとの浜辺公園フットサル場
		調布地域	東調布公園野球場
		糞谷・羽田地域	萩中公園野球場、本羽田公園庭球場、森ヶ崎公園庭球場
		蒲田地域	多摩川緑地野球場、多摩川緑地サッカー場 多摩川六郷橋緑地野球場、多摩川六郷橋緑地庭球場 多摩川大師橋緑地野球場、下丸子公園庭球場 多摩川ガス橋緑地野球場、多摩川ガス橋緑地庭球場 多摩川ガス橋緑地地球技場、多摩川ガス橋緑地小球技場 多摩川田園調布南・鶉の木緑地地球技場 多摩川田園調布南・鶉の木緑地多目的小球技場
使用日の属する月の4か月前の15日から月末(12月は28日まで)	集会施設(3ヶ月室場)	入新井集会所	大集会室、小集会室
		新井宿会館	集会室、和室、新井宿集会所
		嶺町集会所	大集会室、小集会室
		六郷集会所	第一集会室、第二集会室
		洗足区民センター	第1集会室、第2集会室、広間(夜間)、静養室(夜間) 第一和室(夜間)、第二和室(夜間)、第三和室(夜間) 第四和室(夜間)、体育室
		馬込区民センター	第1集会室、第2集会室、広間(夜間) 静養室(夜間)、体育室
		萩中集会所	第1集会室、第2集会室、第3集会室、キッズルーム(夜間)、 体育室、小体育室、シルバールーム(夜間)
		大森西区民センター	第2集会室、第3集会室、和室、レクリエーションホール 広間(夜間)、静養室(夜間)、体育室

使用日の属する月の4か月前の15日から月末(12月は28日まで)	集会施設(3ヶ月室場)	矢口区民センター	第1集会室、第2集会室、広間(夜間)、第1静養室(夜間)、第2静養室(夜間)、体育室、スポーツスタジオ、レクリエーションルーム、多目的室
		大森東地域センター	第1集会室、第2集会室、広間(夜間)、静養室(夜間)
		田園調布富士見会館	多目的ホール、会議室、第1和室、第2和室
		山王会館	集会室
		消費者生活センター	第1集会室、第2集会室、第3集会室、第4集会室 第5集会室、第6集会室、大集会室
		男女平等推進センター「エセナおおた」	第1学習室、第2学習室、第3学習室、第1和室 第2和室、調理室、工房、音楽室、多目的ホール
		ライフコミュニティ西馬込	会議室、調理室、第1和室、第2和室、特別研修室、健康室 音楽スタジオ
		大田文化の森	第一集会室、第二集会室、第三集会室、第四集会室 第一創作工房、第二創作工房、和室、第一スポーツスタジオ 第一音楽スタジオ、第二音楽スタジオ、第三音楽スタジオ
		大田区民プラザ	リハーサル室、第1会議室、第2会議室、第3会議室 第4会議室、美術室、第1和室、第2和室、茶室、体育室 第1音楽スタジオ、第2音楽スタジオ
		大田区民ホール・アプリコ	Aスタジオ、Bスタジオ
(3ヶ月室場)	公園施設	池上会館	松の間、竹の間、紅梅の間、白梅の間、第一会議室、第二会議室、 第三会議室、集会室、視聴覚室、中研修室、小研修室、調理室、 和室、多目的ホール
		多摩川緑地事務所	集会室
		池上梅園事務所	池上梅園和室、池上梅園茶室

別表第5(第28条関係) 抽せん申込みを行うことができる件数

自動抽せんの単位	1月前自動抽せん対象室場	3月前自動抽せん対象室場	
分類	公園施設	集会施設	公園施設
申込コマ数	12コマ	6コマ	12コマ

- 備考(1) 1コマとは、第3条各号に掲げる条例が規定する室場の使用料の最小単位をいう。
 (2) 申込コマ数は各分類を合算することができることとする。

